商品概要説明書

普通預金　　　　　　　　　　　（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

１．商品名	・普通預金
２．販売対象	・法人および個人のお客さま
３．期間	・定めはありません。
４．預入 （１）　預入方法 （２）　預入金額 （３）　預入単位	 ・随時お預け入れいただけます。 ・現金、小切手その他の証券類、他口座から振替、振込でお預け入れいただけます。 ・１円以上 ・１円単位
５．金利情報の 入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。 詳しくは窓口でお問い合わせください。
６．払戻	・随時お引き出しいただけます。
７．預金利息 （１）　適用利率 （２）　利払方法 （３）　計算方法 （４）　税金	 ・変動金利。毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年２月と８月の当行所定の日にお支払いします。 （ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします） ・毎日の最終残高（証券類の金額は決済されるまでこの金額から除きます）の1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割により計算します。 ・法人のお客さま 総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。 ・個人のお客さま 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、平成25年1月1日から令和19年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。
８．手数料 （１）ＡＴＭ・ＣＤ 利用手数料 （２）未利用口座 管理手数料	 ・キャッシュカードによる払い戻しなどにあたっては、キャッシュカード規定などに定める手数料をいただく場合があります。 ・令和５年１月４日以降に新たに開設された口座が対象となります。 ・最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）または通帳記帳から２年以上、一度もお預入れまたは払戻しまたは通帳記帳がない普通預金口座を、未利用口座としてお取扱いします。 ・お客さまご利用の口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。 ・ご案内を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合は、年間1,200円（消費税別）の手数料をご負担いただきます。 ・残高不足等により手数料の引落しができない場合、残金および利息を手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約させていただきます。なお、お客さまの口座残高以上のご負担はございません。 ・ただし、次の①～③に該当する場合は対象外となります。 ①該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合（総合口座は普通預金・定期預金の合計残高が10,000円以上である場合）

	②同一支店で、他にお預かり金融資産（定期預金・積立定期預金・定期積金・外貨預金・公共債・投資信託）のお取引が１円以上ある場合 ③同一支店で、お借入もしくはカードローン契約がある場合
９．付加できる特約事項	・個人の方は総合口座取引規定に基づき、総合口座による当座貸越のご利用ができます。 ・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高350万円までの非課税がご利用いただけます。（マル優の適用については窓口でお問い合わせください） ・キャッシュカードをご利用いただけます。（キャッシュカードをご利用いただくためには、暗証番号のお届けなど、別途お申込みが必要です）
10．中途解約時の取扱い	・定めはありません。
11．預金保険保護区分	・この預金は預金保険の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本1,000万円までとその利息が保護されます。
12．その他参考となる事項	・総合口座には、柳原良平先生オリジナルデザイン通帳のほか、清水エスパルスのロゴデザインを採用した“エスパルス総合口座通帳”があります。 また、同じく清水エスパルスのロゴデザインを採用したキャッシュカードがあります。
13．契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０－０１７１０９または０３－５２５２－３７７２